

令和6年城里町告示第185号

城里町私道整備助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、公共性の高い私道の整備を促進し、生活環境の改善及び利便性の向上を図るため、私道の整備を行う者に対して予算の範囲内において城里町私道整備助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関して、城里町補助金等交付規則（平成17年城里町規則第42号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私道 道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第3条に規定する道路及び国、地方公共団体その他の公的機関が管理し、その他の法律に基づく道路以外の道路で、その敷地が個人の所有に属し、現に一般通行の用に供されているものをいう。
- (2) 公道 法第3条に規定する道路及び城里町法定外公共物の管理に関する条例（平成17年城里町条例第141号）第2条に規定する法定外公共物（ただし、道路に限る。）をいう。
- (3) 町道移管 城里町私道路用地の寄附の受入れに関する要綱（令和5年城里町告示第185号）（以下「寄附の受入れに関する要綱」という。）第2条に規定する受入れの要件を満たす私道を町へ無償で寄附し町道に移管することをいう。
- (4) 町道移管助成事業 私道所有者町道移管同意書（様式第10号）を提出した者で、且つ、寄附の受入れに関する要綱第4条第2項の事前協議結果通知書に基づき、寄附の受入れに関する要綱第2条に掲げる受入れ要件を満たすために実施する私道の整備事業をいう。
- (5) 道路愛護団体 私道を構成する敷地又は私道に隣接する敷地を所有する者が道路維持に関する事項を規約等により定め、道路愛護団体設立届（様式第1号）を町長に提出した団体をいう。
- (6) 認可地縁団体 私道を構成する敷地又は私道に隣接する敷地を所有する者が道路維持に関する事項を規約等により定め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する認可を受けた団体をいう。
- (7) 代表申請者 助成金の交付を受けようとする前2号の代表者又はこれらの者から委任を受けた者で、当該助成事業の事前協議、助成金の申請その他の手続を行う者をいう。

(助成対象の団体等)

第3条 助成事業の対象となる団体は、道路愛護団体及び認可地縁団体とする。

- 2 前項に規定する団体は、名称、役員その他の規約に定める事項に変更があったときは、道路愛護団体届出事項変更届（様式第2号）に町長が必要と認める書類を添えて、速やかに町長に届け出なければならない。
- 3 第1項に掲げる団体の構成員は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 町税等を滞納していないこと。ただし、分納誓約等により適正かつ確実な町税等の納付が見込まれるとき又は町長がやむを得ない事情があると認めるときは、この

限りでない。

- (2) 城里町暴力団排除条例（平成23年城里町条例第21号）に規定する暴力団員等でないこと。

（助成対象経費）

第4条 助成金の交付の対象となる事業経費（以下「助成事業」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 町道移管しようとする私道の現況を確認し、及び境界を確定するための測量、分筆の登記の申請、地図等の訂正の申出及び次に掲げる書類の作成に係る経費（以下「測量等助成金」という。）

ア 地積測量図

イ 地形図

ウ 土地現地調査書

- (2) 私道の舗装その他私道の整備のための次に掲げる事務に係る経費（以下「工事設計等助成金」という。）

ア 路線測量

イ 実施設計

- (3) 私道の舗装その他私道の整備のための次に掲げる工事に係る経費（以下「舗装等工事助成金」という。）

ア 舗装工事

イ 側溝等工事

ウ 砕石敷工事

エ 安全施設工事

- 2 前項各号に掲げる助成事業の経費は、第9条第1項第1号に規定する契約に要した費用と同額とする。

（助成金の額等）

第5条 助成金の交付額は、別表1に掲げる助成限度額内の範囲において、第13条に規定する完了届に添付された工事等明細書の額と茨城県積算基準等を準用する町の積算基準、設計及び工事見積書等をもって算出する額を比較していずれか少ない額に別表1の左欄に掲げる助成区分に応じ、同表の右欄に定める助成率を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（事前協議）

第6条 助成金を受けようとする者は、あらかじめ城里町私道整備助成事業事前協議申出書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて町長に申し出なければならない。

- (1) 私道の位置図（縮尺率が2,500分の1程度のもの）

- (2) 私道の登記事項証明書

- (3) 公図の写し

- (4) その他町長が必要と認める書類

- 2 町長は、前項に規定する申し出があったときは、速やかに現地調査その他の必要な調査を行い、現地の状況を把握するとともに城里町私道整備助成事業現地調査結果書（様式第4号）を作成しなければならない。

- 3 町長は、前項の調査の結果、助成事業を行う私道として適当であると認めたときは、城里町私道整備助成事業対象審査結果通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（交付申請）

第7条 助成金を受けようとする者は、城里町私道整備助成金交付申請書（様式第6号）に別表2の左欄に掲げる助成金の区分に応じ、同表の右欄に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、交付申請者が2以上の区分の助成金を受けるため、前項に掲げる書類を重複して提出しようとするときは、当該書類の全部又は一部を省略させることができる。

3 第1項の申請書の提出期限は、関係書類を添えて当該年度の10月末日までとする。

4 第4条第1項第3号に掲げる舗装等工事費の算定は、城里町建設工事請負業者等資格業者選定規程（平成17年城里町告示第15号）第16条の有資格名簿に登載された有資格業者が設計したものとし、施工についても同業者が行わなければならない。

（交付決定）

第8条 町長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を速やかに審査し、適当と認める場合は、城里町私道整備助成金交付決定通知書（様式第12号）により通知するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果により適当でないと認める場合は、城里町私道整備助成金不交付決定通知書（様式第13号）により理由を付して通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 規則第6条第1項第1号による条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 助成事業等の実施を第三者に委託する契約（以下「契約」という。）を締結すること。

(2) 前号の契約の締結内容その他必要な事項は、町長の指導により定めること。

2 前項に定めるもののほか、助成の区分ごとの条件は、次の各号に定めるものとする。

(1) 測量等助成金 次に掲げる条件

ア 起点及び終点が国道、県道若しくは町道に接続するもの又は起点が公道に接続する袋路状のもので起点から最終に位置する一戸建専用住宅又は兼用住宅（以下「住宅」という。）の敷地までの延長が35メートル以上の私道であること。

イ 私道に接する所有者の異なる住宅（塀、柵等が設置されていることにより、当該私道路用地をその敷地との通行のために利用しないものを除く。）が3以上あること。

ウ 私道の幅員が4メートル以上であること。

エ 私道の所有者、沿道地権者等の関係者総意による町道移管の要望がなされていること。

オ 私道に所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、抵当権の登記がされている場合であって、町道移管を受けるまでに当該登記の抹消が見込まれると町長が認めたときは、この限りでない。

カ 道路として20年以上使用され、現に生活の用に供していること。

キ 私道上（私道の地下及び上空を含む。）に一般交通及び整備に支障となる工作物その他の占用物件が設けられていないこと。

ク 私道と隣接地との境界が確定していること。

(2) 工事設計等助成金 次に掲げる条件

ア 私道の幅員が1.8メートル以上であること。

イ 私道の所有者、沿道地権者等の関係者総意による工事实施の要望がなされていること。

ウ 前号カからクまでに掲げる条件

(3) 舗装等工事助成金 前号に掲げる条件

3 前項の規定にかかわらず、第17条に規定する助成金の交付を受け、助成事業の完了後10年を経過していない私道は、助成の対象としないものとする。

(概算払)

第10条 町長は、事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、交付を決定した助成金額の4割を上限に概算払いをすることができる。

2 前条に規定する交付の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）が概算払を受けようとするときは、城里町私道整備助成金概算払請求書（様式第14号）を町長へ提出するものとする。

3 町長は、前項の書類の提出のあったときは、これを審査し、適当と認めるときは、概算払いを行うものとする。

(助成事業の着手)

第11条 助成決定者は、第8条第1項に規定する通知を受けた後、助成事業に着手するときは、事業着手前に私道整備助成事業着手届（様式第15号）を町長に届け出なければならない。

(交付申請の変更等承認)

第12条 助成決定者は、助成金の交付決定後に第7条に規定する助成金交付申請書記載事項につき変更（ただし、軽微な変更は除く。）を加えようとするとき、又は助成金の交付に係る事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ城里町私道整備助成金変更等承認申請書（様式第16号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 規則第8条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 助成目的の達成に何らの支障がないと認められる経費の配分の変更

(2) 助成対象経費の1割を超えない範囲内での増減の変更

3 町長は、前項に規定する変更申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、城里町私道整備助成金変更承認（不承認）通知書（様式第17号）により通知するものとする。ただし、町長が認める変更交付額は、別表1に掲げる助成限度額内の範囲において、第8条の規定により交付を決定した助成金額の3割を上限に予算の範囲内において変更する交付額を決定するものとする。

4 同条第2項第2号及び第15条の規定は、前項ただし書の規定を準用する。

(完了の届出)

第13条 助成決定者は、助成事業が完了した日から起算して14日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに私道整備助成事業完了届（様式第18号）に次に掲げる書類を添えて町長に申し出なければならない。

(1) 契約書又は請書の写し

(2) 請負業者からの請求書の写し又は領収書の写し

(3) 請負業者からの工事等明細書の写し及び出来高数量表の写し

(4) 完成図書の写し

(5) 舗装等工事にあつては、面積計算書の写し及び工事写真

(6) その他町長が必要と認める書類

(完了検査)

第14条 町長は、前条の事業完了届の提出を受けた場合は、速やかに現場立会検査を行うものとする。

2 町長は、前項に規定する現場立会検査の結果、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していないと認める場合は、助成決定者に対し手直しを命ずることができる。

3 前条及び第1項の規定は、前項の規定により手直しを命じた場合について準用する。
(助成金の額の確定)

第15条 町長は、前条に規定する現場立会検査の結果、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認める場合は、交付すべき助成金の額を確定し、城里町私道整備助成金確定通知書(様式第19号)により助成決定者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第16条 助成決定者は、前条に規定する通知を受けたときは、城里町私道整備助成金交付請求書(様式第20号)により町長に助成金の交付を請求するものとする。

2 第10条に規定する概算払を受けた助成決定者は、前条の通知を受けたときは、城里町私道整備助成金概算払精算書(様式第21号)により速やかに助成金の精算をしなければならない。

(助成金の交付)

第17条 町長は、前条に規定する請求を受けたときは、助成決定者に対し速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第18条 町長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取消することができる。

- (1) 第12条に規定する事業を中止し、若しくは廃止したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 助成金の交付条件に違反したとき。
- (4) その他町長が取消し相当であると認める事由があったとき。

2 町長は、前項の取消しを行ったときは、城里町私道整備助成金交付決定取消通知書(様式第22号)により助成決定者に通知するものとする。

(助成金の返還等)

第19条 町長は、前条に規定する助成金の交付決定を取消した場合において、既に助成金を交付しているときは、助成金の全部又は一部の返還を期限を定めて命ずることができる。

2 前項に規定する助成金の返還は、城里町私道整備助成金返還決定通知書(様式第23号)により通知するものとする。

(私道の維持管理)

第20条 代表申請者は、この告示により助成事業を行った私道について、当該道路の機能を損なわないように適正な維持管理に努めるものとする。

2 この告示による助成事業後、助成事業に起因した問題が生じた場合には、代表申請者がその問題の解決に当たるものとする。

(損害賠償)

第21条 町長は、私道整備において発生した事故については、その損害賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第22条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から適用する。

別表 1 (第 5 条関係)

助成区分		助成率	助成限度額
測量等助成金	町道移管助成事業	100%	4,000,000 円
工事設計等助成金	町道移管助成事業	100%	4,000,000 円
	上記以外の助成事業	90%	
舗装等工事助成金	町道移管助成事業	100%	6,000,000 円
	上記以外の助成事業	90%	

(注) 助成金の交付額は、第13条の規定する完了届に添付された工事等明細書の額と町の設計、積算基準及び工事見積書等をもって算出する額を比較していずれか少ない額に左欄に掲げる助成区分に応じ、右欄に定める助成率を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表2（第7条関係）

助成金の区分	添付書類
共通書類	(1) 誓約書（様式第7号） (2) 委任状兼承諾書（様式第8号） (3) 暴力団員でない旨の誓約書（様式第9号）
測量等助成金	(1) 私道の位置図 (2) 私道の公図の写し (3) 測量計画区域図 (4) 私道所有者町道移管同意書（様式第10号） (5) 私道の登記事項証明書 (6) 資金計画書（様式第11号） (7) 測量等委託費見積書 (8) 現況写真 (9) その他町長が必要と認める書類
工事設計等助成金	(1) 私道の位置図 (2) 私道の公図の写し (3) 工事計画区域図 (4) 私道の登記事項証明書 (5) 資金計画書（様式第11号） (6) 工事設計等委託費見積書 (7) 現況写真 (8) その他町長が必要と認める書類
舗装等工事助成金	(1) 私道の位置図 (2) 私道の公図の写し (3) 工事計画区域図 (4) 私道の登記事項証明書 (5) 資金計画書（様式第11号） (6) 工事費見積書 (7) 現況写真 (8) 施工図 (9) その他町長が必要と認める書類

(注) 私道の登記事項証明書にあつては、助成を受けようとする私道及び当該私道に接している土地の登記全部事項証明書の写しを添付すること。